

岩美町自主防災組織育成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び岩美町地域防災計画に基づき、岩美町における自主防災組織の設置及びその活動について必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 町が実施する自主防災組織の育成の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 町全域を対象として組織率100%を目標とし、組織結成を促進するものとする。
- (2) 組織の結成にあたっては、町、防災関係機関及び自治会組織等が協力するものとする。
- (3) 組織の育成及び指導は、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。
- (4) 組織の充実及び自主的な防災活動が展開できるように、防災協力員の育成等を実施するものとする。

(庶務)

第3条 町は、自主防災組織の結成に当たっては、関係自治会及び結成しようとする地域と十分に協議し、協力を得ながら助言及び指導を行うものとし、その育成については、防災関係機関と連絡調整を図りながら行うものとする。

2 自主防災組織の育成に係る庶務は、岩美町総務課において処理する。

(町職員の役割)

第4条 町職員は、平素から防災に関する知識及び技術の習得に努めるものとする。

2 岩美町集落担当職員制度実施要綱（平成23年4月1日施行）に基づく集落担当職員については、担当する地域の自主防災組織の設立等に積極的に関わりをもつよう努めるものとする。

3 総務課は、町職員に防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するものとする。

(自主防災組織の活動)

第5条 自主防災組織が行うべき活動は次のとおりとし、規約、地域防災計画の作成にあたっては、別紙の様式第1号及び第2号を参考にして作成するものとする。

(1) 組織の体制整備活動

- ア 自主防災会規約、地域防災計画等の作成
- イ 連絡体制の整備
- ウ 一時避難所の決定及び住民への周知
- エ その他の組織体制の整備に関する活動

(2) 災害発生に備えての予防及び準備活動

- ア 防災知識の普及及び防災意識の高揚
- イ 初期消火、避難誘導、救出及び救護の訓練
- ウ 器材及び物資の備蓄、保守管理
- エ 災害時要援護者の事前調査、名簿作成及び救助体制の整備
- オ その他の災害予防に関する活動

(3) 災害発生における応急活動

- ア 出火防止その他災害拡大防止のための活動
- イ 情報の収集及び伝達並びに広報活動
- ウ 初期消火、避難誘導、救出及び救護の自主活動及び協力活動
- エ 災害時要援護者の救助
- オ 給食・給水体制の整備
- カ その他の災害応急活動

(自主防災組織の編成)

第6条 自主防災組織の編成は以下を基本とし、細部は自主防災組織ごとに地域の実情に応じて編成するものとする。

(1) 結成単位

自主防災組織の結成単位は、別記に定める単位を最小単位とするものとし、住民の連帯意識、生活環境及び地理的条件を考慮して、結成することが望ましい。ただし、地域の実情に応じて、隣接の地域と共同の組織を結成することができるものとする。

なお、自主防災組織は、自治会や町内会が兼ねること、またはその内部組織とすることができる。

(2) 連合組織

前号を単位として結成した自主防災組織の広域的な連携を図るため、単位自主防災組織を統括する連合組織を設置するものとし、連合組織の範囲は、別記に定めるとおりとする。ただし、単位自主防災組織と連合組織の単位が重なる場合にはその限りではない。

(3) 役員等

自主防災組織に次の役員を置くこととする。

ただし、地域の実情に応じて変更できるものとする。

- ア 会長

- イ 副会長
- ウ 防災委員
- エ 監事

(3) 専門班

自主防災組織に次の専門班を設置する。

ただし、地域の実情に応じて変更できるものとする。

- ア 消火班
- イ 救出・救護班
- ウ 情報収集班
- エ 避難誘導班
- オ 物資対策班
- カ 給食・給水班

(自主防災組織結成の届出)

第7条 自主防災組織を結成した時は、様式第3号により岩美町長に届け出るものとする。

2 自治会や町内会の組織と兼ねる場合、またはその内部組織とする場合は、そのことがわかる自治会規約や計画書を添付するものとする。

(自主防災組織の経費)

第8条 町は、別に定めるところにより、自主防災組織の結成及び活動に必要な経費について、予算の範囲内において経費の一部を補助する。

(自主防災組織の活動中における災害補償)

第9条 災害発生時における自主防災組織の活動中に生じた災害にかかる補償は、現行災害補償関係法令の規定するところによるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。